⑷　洗浄作業においては、特に次の点に留意すること。
①　冷却水の温度は、できる限り低くすること。ただし、湿度の高いときは、大気中の水分を多く凝縮させるため、下げ過ぎないこと。
②　被洗浄物の移動は、洗浄装置の蒸気層を乱さない程度の速さで行うこと。
③　スプレー作業は、原則として洗浄装置の蒸気層内で行い、蒸気層内で行うことができない場合には、囲い式フード等の中で行うこととし、囲い式フード等からの排気は、活性炭吸着等によりトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンをできる限り回収し、再利用すること。
④　被洗浄物等にトリクロロエチレン等が残留しないようにすること。特に、次の工程で水を使用する場合には、水にトリクロロエチレン等が溶解又は混入するため注意すること。
⑸　ウエス等を用いるふき取り洗浄作業等の場合には、次の点に留意すること。
①　トリクロロエチレン等を飛散又は流出させないように注意して作業を行うこと。
②　万一、誤って流出させた場合に備えて、ふき取り洗浄作業に当たっては受皿等を使用すること。

4．使用済みのトリクロロエチレン等の取扱いに当たっては、次の事項に留意してトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの再生利用及び回収再利用に努めること。

4．1　再生利用について
⑴　使用済みのトリクロロエチレン等を含む廃液等の汚染物は、これらからトリクロロエチレン等が漏出・飛散しないように注意して取り扱うこと。
⑵　使用済みのトリクロロエチレン等を含む廃液等の汚染物は、分別し、ドラム缶等の密閉できる容器に入れて、適切に貯蔵し、できる限り速やかに再生処理すること。
⑶　蒸留装置は、本体、配管の継目等について始業点検を行うこと。作業中にも随時点検を行うこと。
⑷　蒸留は、次のことに留意しつつ、できる限り効率よく行うこと。
①　蒸留装置に仕込む使用済みのトリクロロエチレン等の量は、蒸留装置ごとに規定された量以下とし、適正に保つこと。
②　使用済みのトリクロロエチレン等の突沸及び分解を防ぐために、蒸留温度は適正な範囲に保持して蒸留を行うこと。
③　冷却水量を十分に保ち、水温を適正に保持すること。
④　水分離器の管の詰まり及び水抜きに注意すること。

4．2　回収再利用について
蒸発したトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン及び水と混合したトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンは、その濃度及び量に応じて適切な構造及び処理能力を有する活性炭吸着装置、水分離器等によりできる限り回収し、再利用すること。
なお、次のことに留意しつつ、できる限り回収再利用すること。
⑴　活性炭吸着装置は、活性炭の吸着効果を適正に保持するため、活性炭が飽和状態になる前に、適切な間隔で再生を行うこと。
⑵　吸着を停止した活性炭に水蒸気を送り込んでトリクロロエチレン等を脱着する際には、使用する水分離器の詰まり及び水抜きに注意すること。

5．トリクロロエチレン等を取り扱う施設の構造等については、次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を講ずること。
取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、含まれるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの濃度を把握し、異常が認められた場合には、トリクロロエチレン等を取り扱う施設の構造、施設の点検管理、取扱作業及び再生・回収作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

6．トリクロロエチレン等を取り扱う施設からのトリクロロエチレン等の漏出については、次の事項に留意して対処すること。

6．1　漏出処理要領の策定等について
次の内容を踏まえた漏出処理要領を策定し、応急措置、処理方法をあらかじめ作業者に周知しておくこと。
⑴　発見者は、漏出を責任者に通報するとともに、通報を受けた責任者は、装置を停止させる等必要な応急措置を速やかに作業者に対し指示すること。
⑵　漏出箇所からの漏れを止めるか、又はその施設内の内容物を他の容器へ移し替えること。
⑶　漏出物は、ポンプ等により回収を行い、また、ポンプ等により回収できなかったものについては、活性炭等による吸着、乾燥した砂等による吸収又はウエス、紙タオル等によるふき取りを行うこと。

6．2　漏出を認めたときの処置について
漏出を認めたときは、漏出処理要領に従って処置すること。

（参考）
⑴　トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸気にさらされないように注意して作業すること。
⑵　加熱されたトリクロロエチレン等が流出した場合又は大量に流出した場合の作業に当たっては、次の保護具を着用すること。
①　空気呼吸器、送気マスク（ホースマスク、エアーラインマスク）又は有機ガス用防毒マスク
②　保護眼鏡
③　トリクロロエチレン等に耐性をもつ保護手袋、保護長靴、保護服等

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第十五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十六条第一項の規定に基づき、クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成二十三年四月一日から適用し、クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成二十二年厚生労働省環境省経済産業省告示第五号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年七月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるテトラクロロエチレンによる環境の汚染を防止するため、テトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの（以下「溶剤」という。）をクリーニング営業者が使用する際に遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いテトラクロロエチレンの環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。